

# いじめ事案の指導の流れ

岐阜市立岐阜商業高等学校  
令和2年3月改定

## いじめの疑いのある情報

教師の目撃 本人からの訴え 保護者からの訴え  
児童生徒等からの情報 アンケート など

さ 最悪を想定して  
し 慎重に  
す 素早く  
せ 誠意をもって  
そ 組織的に対応する

複数の職員へ  
報告・相談

情報をつかんだ職員

いじめ対策監  
支援本部

24時間以内に報告  
(報告様式&電話)

情報共有

学級担任

必要に応じて  
校長に  
各自報告

いじめ対策監

校長 教頭

いじめ対策チームの組織  
関係職員を招集  
組織的対応(流れ、役割等)  
保護者への連絡

学年主任

生徒指導主事

最優先で対応

(授業自習可)

- ・複数(2名以上)のチームでの聞き取り
- ・人手不足の場合、別室待機(職員配置)

聞き取り I

情報元の生徒

身近な生徒(学級、班、部活等)

事実確認  
情報集約

被害生徒が所属する集団のリーダー

被害生徒

聞き取り II

共感的な聞き取り

事実確認

すり合わせをしながら  
何度でも確認

加害生徒

被害生徒

事実認定  
全容把握

事実関係の概ね一致

家庭連絡 I

支援本部 関係機関等

個別の加害状況に応じて指導内容は変わるが、意識に迫る指導をする。  
(「行為」のみで終わらない)

加害生徒への指導

被害生徒への支援

生き方に関わる指導

校長 教頭  
いじめ対策監

心に寄り添う声かけ

謝罪の会の設定

家庭連絡 II

支援・指導

保護者の困り感に寄り添う言葉

校長 教頭  
いじめ対策監

学校管理下で起きたことについての謝罪を含めて

加害生徒保護者へ

被害生徒保護者へ

電話で概要説明・来校依頼  
学校で指導の経緯  
今後の指導方針

電話で概要説明  
家庭訪問で指導の経緯  
今後の指導方針

謝罪の会の設定(学校立会い原則)

支援本部への報告 関係機関との連携

見届け

組織的・継続的支援

指導・支援記録の整理・保管・共有・引継ぎ

校長、いじめ対策監、教頭、生徒指導主事、学年主任、学級担任による繰り返しの見届け  
校長、いじめ対策監より3か月監、被害者へ声かけ

- ・本人への聞き取り
- ・周りの生徒への聞き取り
- ・保護者への情報提供と聞き取り

## いじめ事案の指導のポイント

|        |   |   |
|--------|---|---|
| 早期発見   | <input type="checkbox"/> 日頃より生徒同士の関係や動向を見守り、生徒のわずかな変化を見逃さない。<br>(欠席・遅刻・早退が増えた。保健室に行くことが増えた。一人である。表情が暗い等)<br><input type="checkbox"/> 気になる兆候を察知したときは一人で判断せず、速やかに情報を共有する (学年団、教育相談等)。<br><input type="checkbox"/> 三者懇談で家庭での様子など保護者との情報共有に努め、連携を図る。<br><input type="checkbox"/> 迷惑調査の結果を担任・副担任で共有し、気になる点があれば迅速に実態把握に努める。   |   |
| 情報共有   | <input type="checkbox"/> 管理職に第一報<br><input type="checkbox"/> 複数の職員へ報告・相談 (学年主任、学級担任、生徒指導主事等)<br>* 情報元の生徒等から聞き取りを行う。<br>* 被害者が所属する団体のリーダーや周囲にいた生徒等から聞き取りを行う。<br><input type="checkbox"/> 周囲の生徒からいじめの情報提供があった場合<br>* その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聞き取る。<br>その際には情報提供者が誰なのか分からないよう配慮する。<br>* 騒ぎ立てたり、話を不用意に広めたりすることがないように指導する。<br><input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会を開催し、流れや役割等を確認<br>● 会議の出席者と会議の内容等の記録をその都度確実に残す。   |   |
| 事実確認   | <input type="checkbox"/> 被害生徒・加害生徒から事情の聞き取り<br><input type="checkbox"/> 教育相談係への相談状況等の確認<br><input type="checkbox"/> 情報を時系列で詳細かつ正確に記録 (事実のみ 5 W 1 H で記載)<br>* 被害者から行為としての事実の確認を共感的に聞き取る。<br>* 被害生徒には、教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害生徒からの報復を恐れず真実を語るよう援助する。<br>* 加害生徒からの聞き取りでは、生徒が発言中に判定を下さず、いじめに至った背景や心情等、加害生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける。(教職員は 2 名以上のチームで聞き取りをおこなう。)<br>* 生徒自身に状況を書かせる。<br>* 生徒を別室で待機させる時は、不測の事態に備え、教職員を配置し一人にしない。<br>* 必要に応じて複数の情報のすり合わせを行い、正確な情報を集約する。<br><input type="checkbox"/> 事実関係の一致が認められ、全容が把握できたら管理職に報告<br><input type="checkbox"/> 場合によっては、関係機関 (警察等) や中学校の状況を出身中学校等に問合せ<br><input type="checkbox"/> 市教委および関係機関に第一報<br><input type="checkbox"/> 市教委および地域担当生徒指導主事に報告<br><input type="checkbox"/> 重大事案は県教委学校安全課生徒指導係に報告<br>* 電話連絡の後、第一報報告様式で報告      TEL058-272-1111 (内線 3143) |   |
| 生徒への指導 | 被害生徒  | 加害生徒  |
|        | <input type="checkbox"/> 管理職より心に寄り添う声かけ<br><input type="checkbox"/> 共感的理解に基づく指導・支援<br>* 本人の不安 (疎外感・孤独感等) の払拭に努め、教職員が支えることを約束する<br>* 今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する<br>* 下校時間までに指導が終わらない場合は家庭に連絡を入れる。<br><input type="checkbox"/> 謝罪の会の設定<br><input type="checkbox"/> 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア  | <input type="checkbox"/> 管理職より生き方に関わる指導<br><input type="checkbox"/> 加害状況に応じた指導<br>* 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す。<br>* 叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う。<br>* 形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する。<br>* 下校時間までに指導が終わらない場合は家庭に連絡を入れる。<br><input type="checkbox"/> 謝罪の会の設定<br><input type="checkbox"/> 心のケア |
|        | 周囲の生徒   |   |
|        | <input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる   |   |

|         | 被害生徒の保護者   | 加害生徒の保護者  |
|---------|--|---|
| 保護者への対応 | <input type="checkbox"/> 電話による概要説明<br>* 事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る。<br><input type="checkbox"/> 家庭訪問の実施<br>* 複数の教職員で家庭訪問し、(管理下で起きた場合は) 管理職より学校管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする。<br>* 詳細を説明し、誠意をもって対応する。<br>* 学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。<br>* 必要であれば外部専門機関等を紹介する。<br>* 場合によっては警察に被害届を出すことも検討する。 | <input type="checkbox"/> 電話による概要説明 (保護者来校依頼)<br>* 複数の教職員で面談し、事実を整理して伝える。<br>* 温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける。<br>* 加害生徒が複数いる場合は公平に対応する。<br><input type="checkbox"/> 懇談において今後の対応策を相談<br>* 管理職より保護者の困り感に寄り添う言葉かけを行い、今後の支援の在り方について、共に考える。<br>* 学校の指導・支援の在り方について説明する。<br>* 事象の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する。<br>* 必要であれば外部専門機関等を紹介する。 |
| 見届け     | <input type="checkbox"/> 市教委への報告および関係機関との連携<br><input type="checkbox"/> 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア<br><input type="checkbox"/> 聞き取りなど継続的な指導(最低3カ月)<br>* 職員連絡会を行い、いじめについて周知を図り、組織的に支援する。  |   |

※いじめ防止対策推進法、国及び県のいじめ防止基本方針、学校いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめ防止対策及びいじめへの具体的な対応を円滑に実施すること。